

送風機付き照明器具事件 —基本的構成態様においてほぼ共通する意匠について 非類似と判断された事案—

大阪地判令和3年11月25日（令和2年（ワ）第10386号）
（裁判所ホームページ知的財産裁判例集）

知的財産法研究会
弁護士 室谷 和彦

第1 概要

1 事案

本件は、原告が、被告商品の製造、販売行為に関し、①被告商品の意匠（被告意匠）は原告の意匠権に係る意匠（原告意匠）に類似するから、意匠権を侵害する、②被告商品は原告商品の形態を模倣したものであるから、不競法2条1項3号所定の不正競争に該当する、③被告商品は周知の商品等表示である原告商品の形態と類似の形態を使用するものであるから、不競法2条1項1号所定の不正競争に該当するとして、被告に対し、製造、譲渡等差止め、商品及び半製品の廃棄、及び、損害賠償（750万円+遅延損害金）の請求をなした事案である。

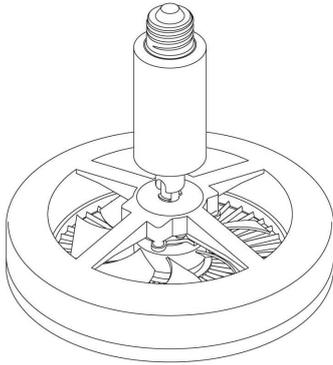
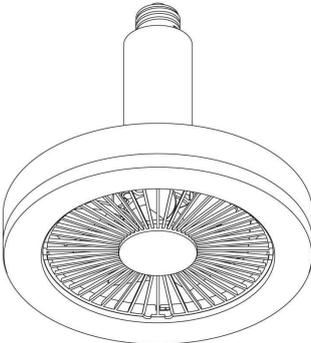
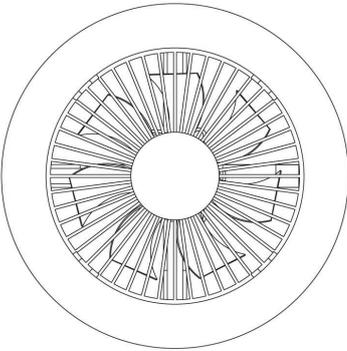
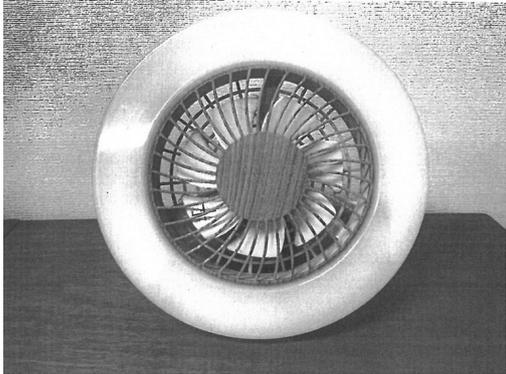
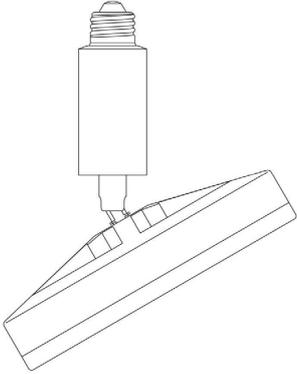
2 原告意匠権

登録番号	第1650627号
意匠に係る物品	送風機付き照明器具
出願日	平成31年1月22日
登録日	令和元年12月27日
意匠に係る物品の説明	本物品は、送風機付き照明器具であって、可動状態を示す右側面図に表されるように、可動し角度調節をすることができる。

原告の意匠権に係る意匠（原告意匠）は、下表のとおり。

3 被告商品

商品名を「LED 小型ファンシーリングUZUKAZEmini」とする送風機付き照明装置
被告商品の意匠（被告意匠）は下表のとおり。

原告意匠	被告意匠
<p>【斜視図 1】</p> 	<p>【上方斜視図】</p> 
<p>【斜視図 2】</p> 	<p>【下方斜視図】</p> 
<p>【底面図】</p> 	<p>【底面図】</p> 
<p>【可動状態を示す右側面図】</p> 	<p>【可動状態を示す右側面図】</p> 

4 原告商品

- 1-1 商品名「サーキュライト」 型番 DSLS60
- 1-2 商品名「サーキュライト」 型番 DSLS61
- 2 商品名「サーキュライト」 型番 DSLS60C (ソケット型)
DSLH60 (引掛けシーリングプラグ型)

5 前提事実

原告は、平成31年3月から、ECサイトや全国の量販店等を通じて送風機付き照明器具である原告商品1-1の販売を開始し、また、令和2年3月から、同様に原告商品1-2及び2の販売を開始した。原告商品1-1と原告商品1-2の形態は、原告商品1-1では、円筒状中空本体の上面部が中央部に略矩形の板、外周部内側から中心に向かって4本の梁が十字状に配置されているのに対し、原告商品1-2では、円筒状中空本体の上面部は、中央部に円形の板、外周部内側から中心部を通過して再び外周部内側に至る直線状1本の梁が配置されている点のみで相違している。原告商品2には、口金部を有するものと、シーリングプラグを有するものがある。

被告は、令和2年6月から、ECサイト等を通じ、被告商品の販売を開始した。

第2 主な争点

- 1 意匠権関係 原告意匠と被告意匠の類否 (争点1)
- 2 不競法2条1項3号関係 被告商品の形態模倣の有無 (争点2)
- 3 不競法2条1項1号関係 原告商品の商品等表示該当性 (争点3)

第3 判 旨

1 原告意匠と被告意匠の類否 (争点1) について

(1) 判断基準

「登録意匠とそれ以外の意匠との類否の判断は、需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行う(意匠法24条2項)。具体的には、両意匠の基本的構成態様及び具体的構成態様とその共通点ないし差異点を把握した上で、意匠に係る物品の用途や使用態様、公知意匠等を参酌して、需要者の最も注意を引きやすい部分、すなわち要部を把握し、要部において両意匠の構成態様が共通するか否か、差異がある場合はその程度や需要者にとって美感を異にするものか否かを重視して、両意匠が全体として美感を共通にするか否かによって判断するのが相当である。」

(2) 原告意匠と被告意匠の構成態様

裁判所は、原告意匠(原告意匠権にかかる意匠)の構成態様、被告商品が有する意匠の構成態様について、下表のとおり認定した。下線部を付した点は、相違点である。

	原告意匠	被告意匠	対 比
基本的構成態様	A 3 全体が、大径の円筒状中空本体と該本体上方中央部から突出する小径の支柱体からなり、	a 3 全体が、大径の円筒状中空本体と該本体上部中央部から突出する小径の支柱体からなり、	共通点
	B 3 円筒状中空本体の空洞部には、送風機として、複数の回転ファンを有し、該本体の上面は梁が配置され、下面は放射状のファンガードにより覆われているように形成し、	b 3 円筒状中空本体の空洞部には、送風機として、複数の回転ファンを有し、該本体の上面は、梁が配置されると共に放射状及び同心円状のファンガードにより覆われているように形成し、下面は放射状のファンガードにより覆われているように形成し、	差異点①
	C 3 該円筒状中空本体の外側部下面側及び側面には半透明の透光部を形成する態様	c 3 該円筒状中空本体の外側部下面側及び側面には半透明の透光部を形成する態様	共通点
具体的構成態様	D 3 円筒状中空本体は、円筒状であり、その厚みが本体直径の約6分の1であり、中空部の直径が本体直径の約4分の3であり、	d 3 円筒状中空本体は、透光部は円筒状であり、透光部以外は断面が略梯形状であり、その厚みが本体直径の約6分の1であり、中空部の直径が本体直径の約3分の2であり、	差異点② 差異点③
	E 3 中空部下面には、中空部中央に位置する円形板から細い48本の直線状のファンガードが放射状に円筒状中空部下面とほぼ面一に形成され、	e 3 中空部下面には、中空部中央に位置する円形板から細い36本の湾曲線状のファンガードが放射状に円筒状中空部下面とほぼ面一に形成され、	差異点④
	F 3 中空部内には緩やかに屈曲した7枚の回転ファンが形成され、	f 3 中空部内には緩やかに屈曲した7枚の回転ファンが形成され、	共通点
	G 3 円筒状中空本体の上面部は、中央に矩形の板、及び、外周部内側から中心に向かって丘状の4本の梁が十字状に配置されて形成され、	g 3 円筒状中空本体の上面部は、中央に円形の板、外周部内側から中心に向かって丘状の3本の梁が等間隔に配置され、及び、該3本の梁の間に幅細の15本の直線状及びそれらと交差する4本の同心円状のファンガードが形成され、	差異点⑤
	H 3 円筒状中空本体の側面視で、透光部は下面から本体の約3分の1の高さまでであり、残りの約3分の2は非透光部であり、	h 3 円筒状中空本体の側面視で、透光部は下面から本体の約4分の3の高さまでであり、残りの約4分の1は非透光部であり、	差異点⑥
	I 3 該中心部から上方に角度調整できる可動部を有する円筒状の突出体と該突出体の上部には該突出体より大径でねじ込み型の口金部を有する円筒状の支柱体（支柱体の直径が円筒状中空本体の直径の約5分の1）を形成し、	i 3 該中心部から上方に、角度調整できる可動部を有する円筒状の突出体を有し、該突出体の上部には該突出体より大径でシーリングプラグを有する円筒状の支柱体（支柱体の直径が円筒状中空本体の直径の約3分の1）と該支柱体の外周にスライド可能であって、該突出体を覆う円筒状カバーを有し、	差異点⑦ ～⑨
	J 3 口金部は常に露出しており、	j 3 シーリングプラグは側面視で円筒状カバーに隠され外側から見えないが、配線器具への取り付け時には、該円筒状カバーを下にスライドさせることによってシーリングプラグが露出する構成となっており、	差異点⑩
	K 3 該突出体の角度調整による円筒状中空本体の可動範囲は、垂直方向に約240度である態様	k 3 該突出部の角度調整による円筒状中空本体の可動範囲は、垂直方向に250度である態様	差異点⑪

(3) 原告意匠の要部

裁判所は、次のように述べて、「円筒状中空本体の下面部を中心としつつも、これに準ずるものとして側面部並びに支柱体（ただし、口金部を含まない。）」を含めて要部と認定した。

「ア 原告意匠に係る物品の需要者、用途及び使用態様

原告意匠に係る物品（送風機付き照明器具）である原告商品は、サーキュレーターとシーリングライトが一体化したもので、原告の従来と同種商品ではリビングや寝室が主な設置場所であったのに対し、より狭い空間に設置可能とするために小型化して開発されたものであること、トイレ、洗面所、脱衣所やキッチン等の狭小スペースにおいて、その天井等に備え付けられた電球ソケットに円筒状の支柱体上部に形成されたねじ込み式の口金部を差し込んで設置し、照明機能と空気循環機能を兼ね備え、使用者の好みに合わせて円筒状中空本体（ファン及びライトの部分）の角度を調節することができるものであることが認められる。また、このような用途及び使用態様に鑑みると、その需要者は、このような送風機付き照明器具の購入者、使用者である一般消費者である。

イ 需要者が注目する部分

(ア) 前記認定に係る需要者、用途及び使用態様に鑑みると、原告意匠に係る物品の使用者は、その使用に際し、これを下方又は斜め下方から上方に視線を向けて視認する機会が最も多いと見られる。この場合、送風及び発光の両機能を果たす部位を主要な構成要素とする円筒状中空本体の下面部が使用者の注意を最も引くことは多言を要しないが、使用者が視認し得る具体的な部位には、更に円筒状中空本体の側面及び支柱体も含まれ、他方で、円筒状中空本体の上面部や口金部が視認される機会はかなり限られる。したがって、原告意匠のうち需要者の注意を最も引く部分は、円筒状中空本体の下面部を中心としつつも、これに準ずるものとして側面部並びに支柱体（ただし、口金部を含まない。）を含めて考えるのが相当である。

(イ) 原告の主張について

この点につき、原告は、原告意匠の要部は円筒状中空本体の下面側のみである旨を主張する。

しかし、前記のとおり、原告意匠に係る物品が天井に設置されるからといって、使用者は、これを常に真下から視認するわけではない。すなわち、当該物品が一定の広がりをもつ空間に設置されることが前提となっている以上、例えば当該空間の端部からは、当該物品を斜め下方から見上げる形となる。また、円筒状中空本体が可動のものとして構成されていることから、その角度調節のいかんによっては、真下からであっても円筒状中空本体の側面部が視認可能となり、いわんや斜め下方から視認した場合、円筒状中空本体の側面部及び支柱体の視認はより容易になる。

これらの事情を踏まえると、この点に関する原告の主張は採用できない。

(ウ) 被告の主張について

この点につき、被告は、原告意匠の要部はその全体である旨を主張する。

しかし、まず、前記のとおり、原告意匠に係る物品の使用時における視認可能な部位は主に円筒状中空本体の下面部及び側面部並びに支柱体である。円筒状中空本体の上面部は、原告意匠に係る物品が多くの場合天井部に設置されるであろうことを考えると、円筒状中空本体の角度調節によりその上面部が視認可能となる場合はあり得るとしても、その機会はかなり限られる。まして、当該物品の使用状態では、口金部分は、その性質上通常は視認し得ない。

(略)

さらに、被告は、円筒状中空本体の下面部につき、原告意匠の形状は、公知意匠を参酌すればありふれた形状であって、看者の注意を引きやすい部分とはいえない旨を主張する。しかし、そ

もそも、意匠とは、様々な要素の組合せ全体から構成される全体としての視覚情報が最終的に意味を有するものであり、一部に公知意匠が含まれても、他の要素と併存することで異なる意匠を構成することも想定されるため、要部認定に際しては、公知の意匠を参酌するものの、公知の意匠が包含されることをもって、直ちにその部分が要部から排除されるべきものとまではいえないと解される。その点を措くとしても、被告が主張する公知意匠のうち、乙11に示される商品に係る意匠については、そもそも、当該意匠が原告意匠の意匠登録出願前に公知になったことを認めるに足りる的確な証拠はない。他方、乙14及び16に係る各意匠については、いずれも、原告意匠の円筒状中空本体の下面部に相当する部分の意匠は、原告意匠と一部共通するものもあるとはいえ、全体として見れば、相違する部分故に、需要者に対し、両意匠が異なる意匠であるとの印象を強く与えるものである。そうである以上、これらの公知意匠の存在ゆえに、原告意匠の円筒状中空本体の下面部の形状がありふれたものであるとまではいえない。

その他被告が縷々指摘する事情を考慮しても、この点に関する被告の主張は採用できない。」

(4) 対 比

	差異点	評価
①	円筒状中空本体の上面における、放射状及び同心円状のファンガードの有無	要部に含まれない
②	円筒状中空本体の形状	原告意匠では存在感を感じさせる印象を与えるのに対し、被告意匠では、すっきりとした印象を与える
③	円筒状中空本体の中空部の直径が本体直径に対して占める割合	中空部の占める割合の大小により、相対的に透光部の占める割合の大小が異なることで、原告意匠ではすっきりとした印象を与えるのに対し、被告意匠では、透光部がより強く存在感を示す印象を与える
④	原告意匠では中空部下面に48本の直線状のファンガードが放射状に形成されている(E3)のに対し、被告意匠では、中空部下面に36本の湾曲線状のファンガードが放射状に形成されている(e3)	差異点A ファンガードの本数及び形状から、原告意匠では、やや密であり、かつ、直線的でシャープな印象を与えるのに対し、被告意匠では、やや疎であり、かつ、曲線的で柔らかな印象を与えるといえる。
⑤	円筒状中空本体の上面部に関するもの	原告意匠の要部に含まれない
⑥	円筒状中空本体の側面視における透光部が本体に対して占める下面からの高さの割合	その割合の大小が異なることで、原告意匠ではすっきりとした印象を与えるのに対し、被告意匠では、透光部がより強く存在感を示す印象を与えるといえる。
⑦～ ⑨	原告意匠の支柱体はねじ込み型の口金部を有し、その直径が円筒状中空本体の直径の約5分の1である(I3)のに対し、被告意匠の支柱体は、シーリングプラグを有し、その直径が円筒状中空本体の直径の約3分の1であり、かつ、支柱体の外周にスライド可能で突出体を覆う円筒状カバーを有する(i3)点	支柱体がねじ込み型の口金部を有するかシーリングプラグを有するかについては、原告意匠の要部に含まれない部分のものである。他方、円筒状中空本体の直径に対する支柱体の直径の割合や円筒状のカバーの有無が異なることにより、原告意匠の支柱体は全体的にすっきりとした印象を与えるのに対し、被告意匠の支柱体は、安定感や存在感を示す印象を与える。
⑩	側面視における当該シーリングプラグの視認可能性	原告意匠の要部に含まれない
⑪	円筒状中空本体の可動範囲が、原告意匠では垂直方向に約240度である(K3)のに対し、被告意匠では約250度である(k3)	(差異点B) そもそも微差といえる程度にとどまるものである上、使用者にとって、使用状態では視認困難

裁判所は、上表のとおり対比したうえで、次のように判断し、非類似と結論づけている。

「要部を踏まえた原告意匠と被告意匠の共通点及び差異点を総合的に考慮すると、原告意匠の構成は、全体的にすっきりとして洗練された印象を与えるのに対し、被告意匠の構成は、全体的に存在感を示しつつも、柔らかく安定感のある印象を与えるものであって、これらの印象がそれぞれの意匠全体に与える影響は強く、原告意匠と被告意匠に接した需要者は、両意匠から異なる印象を強く感じるものと見られる。

したがって、原告意匠と被告意匠とは、基本的構成態様においておおむね共通するものの、具体的構成態様における差異点はその共通点により生ずる美感を凌駕し、全体として需要者の視覚を通じて起こさせる美感を異にするというべきであって、被告意匠は、原告意匠と類似するとはいえない。これに反する原告の主張は採用できない。」

2 被告商品の形態模倣の有無（争点2）について

(1) 原告商品1-1と被告商品の形態の実質的同一性について

【原告商品1-1】

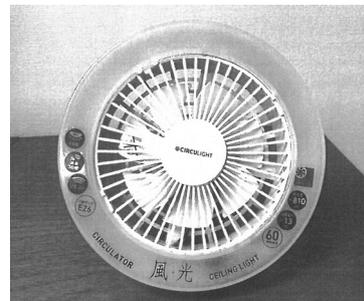
【上方斜視図】



【下方斜視図】



【底面】



裁判所は、原告商品1-1と被告商品の形態を認定したうえで、両形態を対比して、相違点として、②'、③'、⑤'～⑫'及びC（中空部中央に位置する円形板から細い48本の直線状のファンガードが放射状に円筒状中空部下面とほぼ面一に形成されている（S1-1-3））のに対し、被告商品では、中空部中央に位置する円形板から細い36本の湾曲線状のファンガードが放射状に円筒状中空部下面とほぼ面一に形成されている（s3）点を認定し、「原告商品1-1と被告商品の各形態の差異点のうち、差異点②'、③'、⑥'～⑩'及びCは、原告意匠と被告意匠の差異点②、③、⑥～⑩及びAと同じである。そうである以上、少なくとも差異点③'、⑥'、⑧'、⑨'及びCについては、原告意匠と被告意匠とが差異点③、⑥、⑧、⑨及びAにより異なる美感を生じるのと同様に、原告商品1-1と被告商品の各形態につき、需要者に異なる美感を生じさせるものといえる。また、これらの差異点の存在にもかかわらずなお両商品の形態が酷似し、実質的に同一といふべき事情は見当たらない。」と判示した。

(2) 原告商品1-2と被告商品

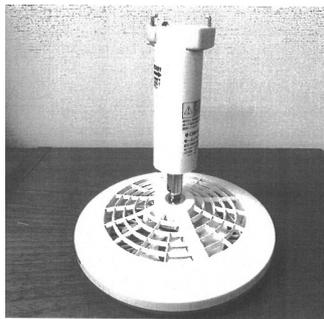
原告商品1-2は、原告商品1-1の形状のごく一部（円筒状中空本体の上面部の具体的形態）変更したものであり、原告商品1-1の場合と同様の理由により、「原告商品1-2と被告商品の各形態は実質的に同一であるとは認められず、被告商品は、原告商品1-2の形態を模倣したものといふことはできない。」と判示した。

(3) 原告商品2と被告商品

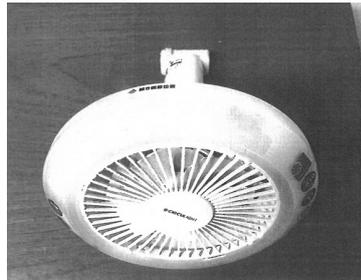
原告商品2には、ねじ込み型の口金部を有するものと、シーリングプラグを有するものがある。シーリングプラグを有するものの形態は、下記のとおりであり、他の点は、原告商品1-1と変わりはない。

【原告商品2（引掛けシーリングプラグ型）】

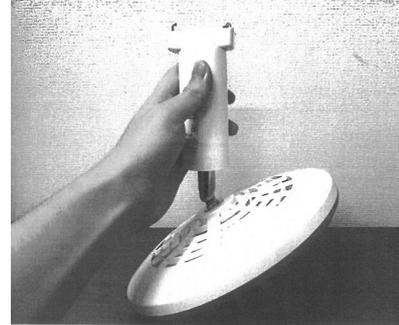
【上方斜視図】



【下方斜視図】



【可動状態を示す右側面図】



裁判所は、原告商品2と被告商品の形態を対比して、差異点②'、④'～⑩'及びCにおいて相違するとし、[少なくとも差異点②'、⑤'～⑦'及びCについては、原告意匠と被告意匠とが差異点③、⑥、⑧、⑨及びAにより異なる美感を生じると同様に、原告商品2と被告商品の各形態につき、需要者に異なる美感を生じさせるものといえる。また、これらの差異点の存在にもかかわらずなお両商品の形態が酷似し、実質的に同一というべき事情は見当たらない。]と判示して、実質的同一性を否定した。

3 原告商品の商品等表示該当性（争点3）について

(1) 「商品の形態は、本来的には商品の出所を表示する目的を有するものではないが、商品の形態自体が特定の出所を表示する二次的意味を有するに至る場合があるところ、商品の形態自体が特定の出所を表示する二次的意味を有し、『商品等表示』（不競法2条1項1号）に該当するためには、商品の形態が客観的に他の同種商品とは異なる顕著な特徴を有しており（特別顕著性）、かつ、その形態が特定の事業者によって長期間独占的に使用され、又は極めて強力な宣伝広告や爆発的な販売実績等により、需要者においてその形態を有する商品が特定の事業者の出所を表示するものとして周知になっていること（周知性）を要するものと解される。

(2) この点につき、原告は、原告商品の他製品と異なる特徴として、①天井空間を利用して天井に直接差し込んで使用するための形態をなすものであること、②円筒状中空本体の中央に7枚の回転ファン及びファンガードを形成することにより、安全かつ送風力に優れた印象を与えるデザインとなっていること、③支柱体を軸として、中空部本体上方から可動部を有する円筒状の支柱体を突出させることで、コンパクトなデザインを維持したまま角度調整を可能とすることを挙げ、原告商品の形態には特別顕著性がある旨を主張する。

しかし、証拠（甲5の2、5の3、18、19、26、乙2、31～34）及び弁論の全趣旨によれば、本件の口頭弁論終結時点までの間に、ECサイト上、原告及び被告以外の第三者により、天井に設置する送風機付きの照明器具で、室内空間に向けられた面に送風ファン及びライトが設けられ、かつ、送風ファンよりも室内空間側に送風ファンを覆う形状のファンガードが設けられた商品が複数種類販売されていること、それらの商品には、支柱体に取り付けられた上記部位が可動

な構成となっているものも複数含まれることが認められる。これらの商品は、それぞれ、原告が原告商品の形態の特別顕著性の根拠とする上記①～③と共通するものといつてよい構成を備えたものといえる。また、上記①については、被告先行商品や原告商品に先立つ原告の商品にも見られる特徴であると認められる（甲5の1、乙2、弁論の全趣旨）。上記②については、回転ファンの枚数はともかく、円筒状中空本体の中央に回転ファン及びファンガードを形成すること自体は、原告商品の販売開始前に同様の構成の商品が市場において販売されていたことが認められる（乙14～17）。上記③については、少なくとも照明器具の分野においては、原告商品に先立ち、支柱体との接続部を可動とすることで発光部位の角度調整が可能となる商品が存在していたことが認められる（乙27）。上記各事情を総合的に考慮すると、その他の形態上の特徴を踏まえても、原告商品の形態が客観的に他の同種商品とは異なる顕著な特徴を有していると認めるに足りる事情は見当たらない。

したがって、原告商品の形態は、いずれも、「商品等表示」（不競法2条1項1号）に該当しない。」

第4 検討

1 本判決の位置づけ

本判決は、意匠権侵害差止等請求訴訟であり、主に、意匠の類否が問題となった事案である。意匠の類否判断の実例として、実務上参考になる。

2 類否判断の判断基準について

意匠の類否については、従来は、創作説と混同説が対立していたが、平成18年改正において意匠法24条2項が新設されたことにより、純粋な創作説は否定された。他方、純粋な混同説に対しては、意匠は公知意匠と類似しない意匠のみが意匠権として登録されるものである（意匠法3条1項）から、新規な部分、創作性ある部分を類否判断において考慮すべきであるとの批判が妥当する。そこで、最近では、取引者、需要者が両意匠を取引の場において混同する程に似ているか否かによって両意匠の類否を決すべきとしつつ（その意味で混同説に立つ）、要部の認定において公知意匠を参酌するという考え方（修正混同説）が一般的となっている。

最近の裁判例では、次のような判断基準を示している。

「登録意匠とそれ以外の意匠との類否の判断は、需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行う（意匠法24条2項）。この判断に当たっては、両意匠の基本的構成態様及び具体的構成態様を全体的に観察するとともに、意匠に係る物品の用途や使用態様、公知意匠等を参酌して、需要者の最も注意を引きやすい部分、すなわち要部を把握し、要部において両意匠の構成態様が共通するか否か、差異がある場合はその程度や需要者にとって美感を異にするものか否かを重視して、両意匠が全体として美感を共通にするか否かによって判断するのが相当である。」（そうめん流し器意匠権侵害事件 大阪地判令和元年8月29日 裁判所HP）

同様の判断基準を示す裁判例として、東京地判平成18年10月30日「ゴルフ用ボールマーカー事件」、大阪地判平成22年1月21日「マンホール蓋用受枠事件」、東京地判平成24年6月29日「エーシーアダプター事件」、大阪地判平成30年11月6日「放熱フィン付き検査用照明器具事件」、東京地判平成30年12月20日「アイマスク事件」などが挙げられる。

3 本件における類否判断について

(1) 本件における判断のポイント

ア 原告は、原告意匠の要部について、円筒状中空本体の下面部であると主張したうえ、被告意匠との対比において、基本的構成態様（円筒状中空本体と支柱体からなり、円筒状中空本体の中央にファンを有し、その外側の下面から側面に透光部を有する）が同一であることを強調し、また、具体的構成態様の差異点も微細なものにすぎないとして、両意匠は類似していると主張した。

イ これに対して、被告は、原告意匠の要部について、支柱体や円筒状中空本体の下面部及び側面部のみならず、傾斜状態に可動させた際に視認できる円筒状中空本体の上面部についても、等しく注視すると主張したうえ、被告意匠との対比において、差異点を挙げ、ファンガードの本数や形状（直線か湾曲か）、透光部の大きさ、支柱体の太さ等の違いを強調した。

ウ 裁判所は、要部については、「送風及び発光の両機能を果たす部位を主要な構成要素とする円筒状中空本体の下面部が使用者の注意を最も引くことは多言を要しないが、使用者が視認し得る具体的な部位には、更に円筒状中空本体の側面及び支柱体も含まれ、他方で、円筒状中空本体の上面部や口金部が視認される機会はかなり限られる」と認定し、両意匠を対比して差異点を挙げ、差異点のうち、ファンガードの本数や形状（直線か湾曲か）、透光部の大きさ（下面、側面）、支柱体の太さ、カバーの有無等の違いから生じる印象の違いをもとに、「要部を踏まえた原告意匠と被告意匠の共通点及び差異点を総合的に考慮すると、原告意匠の構成は、全体的にすっきりとして洗練された印象を与えるのに対し、被告意匠の構成は、全体的に存在感を示しつつも、柔らかく安定感のある印象を与えるものであって、これらの印象がそれぞれの意匠全体に与える影響は強く、原告意匠と被告意匠に接した需要者は、両意匠から異なる印象を強く感じるものと見られる。」として、非類似と判断している。

(2) 要部認定について

多くの事案では公知意匠が要部認定に影響を与えている。これに対して、本判決の要部認定は、意匠に係る物品の用途や使用態様を重視し、公知意匠については、影響を受けていない。本判決では、特に公知意匠を考慮しなかったのではなく、大きな影響を与える公知意匠が顕出されなかったことによるものと考えられる。

4 意匠権者の要望

実務上の観点からすると、意匠権者としては、登録意匠と基本的構成態様が一致（あるいは機能面が一致）するようなデザインについてすべて排除することを望む。

しかし、意匠の類否判断は「需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行う」（意匠24条2項）ため、基本的構成が同じでも、具体的構成の違いにより美観が異なれば、非類似となる。

意匠権者が広く独占を求める場合（特に、公知意匠が周囲にないような場合）には、出願時点から、関連意匠や部分意匠の活用なども検討することが必要となろう。

5 被告の登録意匠について

被告商品は、下記意匠権にかかる意匠の実施品である。

被告が令和2年1月30日に意匠出願し、拒絶理由通知を受けることもなく、同年8月25日に登録査定となっている。すなわち、特許庁は、被告出願意匠は、原告意匠に類似しないと判断して登録査定したと考えられる（類似と判断したならば、意匠法3条1項3号等に該当し、拒絶査定（17条）となる）。

この点も、裁判所の判断に影響を与えているものと考えられる。

【被告意匠権】

登録番号：意匠登録第1667995号

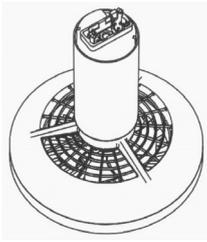
出願日：令和2年1月30日

登録日：令和2年8月25日

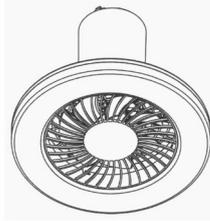
意匠に係る物品 送風機付き照明装置

図面

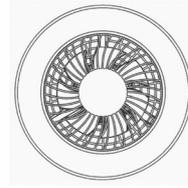
【上方斜視図】



【下方斜視図】



【底面図】



以 上